障生第2124号

令和元年12月13日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業における

自己評価結果等の公表及び大阪府への届出について（案内）

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、放課後等デイサービスにおいては平成29年4月から、児童発達支援においては平成30年4月から、自己評価及び保護者評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

また、平成30年度報酬改定により自己評価結果等未公表減算が創設され、平成31年4月以降、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について都道府県に届出がない場合、適用されます。

今年度については自己評価結果等の公表方法及び公表内容について都道府県に届出がない場合、令和2年6月分の報酬から解消されるに至った月までを減算とします。（H30年度に届出をした事業所も対象です。）

つきましては、自己評価結果等の公表について、下記により届出をお願いします。

記

**１　届出を要する支援**　　児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型、基準該当を含む）

**２　対象事業所**平成31年4月1日以前に指定を受けた事業所（平成31年4月1日指定も含む）

**３　届出期限**　　　令和2年5月15日（金）【必着】※公表済の事業所は早めにご提出ください

**４　評価期間**平成31年4月1日～令和2年3月31日

**５　届出書類**（１）別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」※事業所ごと

（２）公表している「自己評価表」及び「保護者評価表」

※サービスごとの評価表を添付してください。

**６　届出方法**　　郵送にてご提出ください。

　　　　　　　≪あて先≫　郵便番号540-8570（住所記載不要）

　　　　　　　　　　大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導ｸﾞﾙｰﾌﾟ

　　　　　　　　　　※他の届出や令和2年度処遇改善加算計画書等と同封しないこと。返信用封筒不要。

**府ホームページ　　自己評価結果等の公表及び大阪府への届出について**

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ　指導担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2482,2462

自己評価等結果の公表について

**参考**

≪実施方法≫　「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参照してください。（各ガイドライン「別添」に自己評価の流れや評価表のひな型等が示されています。）

≪評価表≫　　各ガイドライン「別添」の事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表を基本としてください。（事業所で加除修正を行っても構いません。）

≪公表時期≫　おおむね1年に1回以上

≪公表方法≫　インターネットの利用（自社ホームページへの掲載等）による公表のほか、会報に掲載し保護者に配布、事業所の見やすい場所に掲示等の方法も可とします。

**★自己評価等の流れ**　　　　　　　　＊「児童発達支援ガイドライン」より抜粋

|  |
| --- |
| **ステップ１　職員による自己評価** |
| ○事業所の職員が「事業者向け児童発達支援自己評価表」を用いて、事業所の支援の評価を行う。その際、「はい」「いいえ」等にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」、「課題や改善すべき点」等について自己評価する。 |
| **ステップ２　保護者等による評価** |
| ○事業者から保護者等に対して、「保護者等向け児童発達支援評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等から回答をとりまとめ、「ご意見」欄の記述も含め集計する。 |
| **ステップ３　事業所全体による自己評価** |
| ○事業所の職員による自己評価及び保護者等による事業所評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごとに評価を行う。特に、「課題や改善すべき点」について、認識をすり合わせる。○職員間で認識が共有された課題や改善すべき点について検討を行い、速やかに改善の対応を図る、若しくは、改善目標を立てる。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。○討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果を十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。 |
| **ステップ４　自己評価結果の公表** |
| ○事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」を公表する。○併せて、「保護者等からの事業所評価の集計結果」を公表する。 |
| **ステップ５　支援の改善** |
| ○課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、速やかに改善の対応を図る。　若しくは、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。 |

自己評価結果等未実施減算について

≪対象となる支援≫　児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型、基準該当含む）

≪算定される単位数≫　所定単位数の100分の85（15％減算）

≪減算対象及び適用期間≫　都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算を適用

　　　　　　　　※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しません。

　　　　　　　　　　ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、大阪府に届出を行ってください。

**自己評価結果等未公表減算にかかる規定**

**●報酬告示**（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準）より抜粋

別表

1. 児童発達支援

　１　注3

　児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

 (3)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　　100分の85

1. 放課後等デイサービス

１　注5　　略（児童発達支援と同様）

**●留意事項通知**（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）より抜粋

第二 (8)質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

1. 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

1. 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85ではないことに留意すること。

1. 質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。
2. 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。
3. 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。
4. 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。